

税

納税通知書を送付します

税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成24年度の国民健康保険税(国保税)と町民税の納税通知書(納付書)を対象者に6月上旬に送付します。納付書が届いたら納期限内に納付してください。

国保税の納税通知書(納付書)について

国民健康保険(国保)に加入している人ごとに算定を行い、これらの合計が世帯主に課税されます。制度上、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば国保税は世帯主に課税されますので、ご了承ください。

また、世帯の中で社会保険に加入・脱退などがあったときは、国保税が変更になります。加入・脱退から14日以内に健康・保険課または武蔵ヶ丘支所に届けてください。

所得の申告をお忘れなく

国保税の所得割は前年の所得をもとに計算されます。所得の申告をしていない人は、早めに申告をお願いします。税額の軽減判定や高額療養費支給額の判定などが行えませんので、必ず申告してください。

※平成23年中の収入が遺族年金や障害年金または雇用保険の給付金などの非課税所得だけや、無収入で

あった場合でも申告が必要です。

町民税の納税通知書(納付書)について

町民税は、平成24年1月1日現在、本町に住所を有する人に課税されます。また、平成24年1月2日以降に本町に転入した人は、平成24年1月1日に住んでいた市区町村から町民税の納付書が送られてきます。なお、会社などに勤めている人で、町民税が会社から給与天引きされる人は、会社から通知書が渡され

所得証明書・課税証明書の発行について

平成24年度(平成23年中の所得)分の所得証明書・課税証明書など各種証明書は6月から発行します。なお、平成24年1月2日以降に本町に転入した人の平成24年度分の各種証明書の発行は、平成24年1月1日に住んでいた市区町村で行うことになります。

国民年金

老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ請求ができます

町民課 年金係 ☎(232)4914

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳から繰り上げて、また66歳以後に繰り下げて受けることができます。

この繰り上げ減額率・繰り下げ増額率は、昭和16年4月1日以前に生まれた人と、昭和16年4月2日以後に生まれた人で異なります。

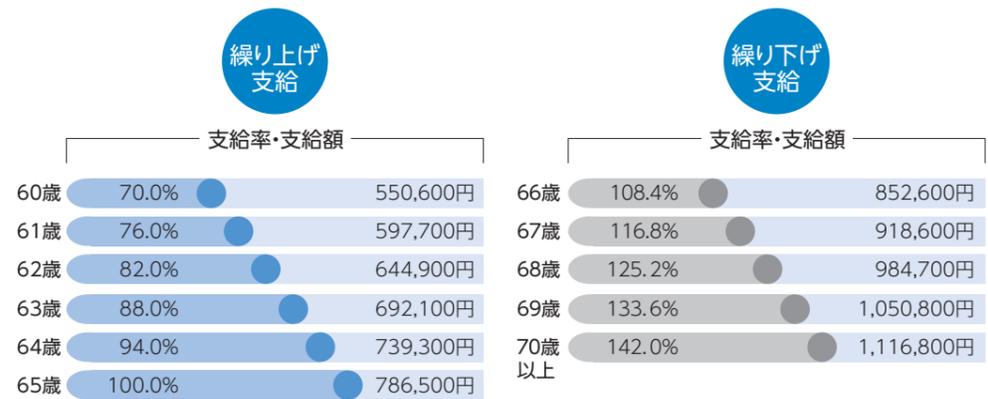
昭和16年4月2日以後に生まれの人

請求または申出時の年齢に応じて、減額率・増額率が月単位で設定されています。

繰り上げ請求はよく考えて

繰り上げ請求は、次のことにご注意ください。

- ・65歳になっても減額率はそのままです。
- ・遺族年金を受けている人は、65歳になるまでどちらか一方の年金を選択することになります。
- ・寡婦年金を受けている人は、その受給権がなくなります。
- ・65歳前に障がい者や寡婦となった場合、障害基礎年金や寡婦年金は受けられません。



福祉

6月は児童手当・特例給付の「現況届」の提出月です

福祉課 子育て支援係 ☎(232)4913

現況届は、毎年6月1日時点の状況を届けることで、児童の監護や受給者の所得など、引き続き手当を受給できる要件があるかどうか確認するためのものです。大切な届けになりますので、必ず期限内に提出してください。

平成24年5月31日現在で、「児童手当・特例給付」を受けている人は、現況届の提出が必要です。現況届を提出しなければ、平成24年6月以降の児童手当・特例給付が支給されなくなります。

対象者には、「現況届」の用紙を送付しますので、6月29日(金)までに福祉課または武蔵ヶ丘支所へ提出してください(土・日曜日を除く)。



現況届に必要な添付書類

- ・受給者の健康保険証の写し(菊陽町国民健康保険加入の場合は不要です)
- ・その他必要に応じて提出する書類(個別にお知らせします)

【児童と別居している場合】

- ・「監護・生計同一申立書」「児童と同じ世帯全員分の住民票(筆頭者・本籍・続柄記載のもの)」

※児童の住所が菊陽町の場合は、住民票謄本は不要です。

【平成24年1月1日現在の受給者の住所が菊陽町以外の場合】

- ・平成24年度児童手当用所得証明書

情報公開

菊陽町情報公開・個人情報保護審査会を委嘱しました

総務課 庶務法制係 ☎(232)2111

情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱を行いました

4月16日に、菊陽町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱を行いました。

本審査会の委員は次の皆さんです(敬称略)。会長には、高木聡廣さんが選出されました。

- 板橋 和也 委員
- 甲田 峰子 委員
- 境 吉彦 委員
- 高木 聡廣 委員(会長)
- 林 利光 委員



▲町長から委嘱を受ける審査会会長の高木委員(右)

行政文書の開示請求状況
平成23年度の菊陽町情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく行政文書の開示請求状況は次のとおりです。

行政文書の開示請求状況

	情報公開条例運用状況	個人情報保護条例運用状況
開示請求件数	20	9
開示決定件数	全部開示	4
	一部開示	4
不開示決定件数	0	1
その他	0	0
不服申立件数	0	0